

定 款

第 一 章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)第一種社会福祉事業

(イ)特別養護老人ホームの経営

(2)第二種社会福祉事業

(イ)老人デイサービス事業の経営

(ロ)老人短期入所事業の経営

(ハ)老人居宅介護等事業の経営

(ニ)認知症対応型共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 長寿会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を石川県珠洲市宝立町鵜飼子字36番地4に置く。

第 二 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員1名、監事2名、事務局長1名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての規則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名が出席し、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の評議員1人あたりの総額が100,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員報酬規程の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 三 章 評 議 員 会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。議長は出席評議員の中からその都度互選する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 議長は、可否同数の場合のみ議決権を行使するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席評議員の中から互選された議長並びに出席評議員の中から選出された議事録署名人2名が議事録に署名する。

第 四 章 役 員 及 び 職 員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長は、副理事長 1 名を指名することができる。

4 副理事長は、理事の中から、理事会の同意を得て理事長が指名する。

(役員の選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、定款第 26 条第 2 項に規定する事由に該当した場合のみ、理事会の招集を行うものとする。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する

ことができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員報酬規程の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

(責任の免除)

第 22 条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して、特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 五 章 理 事 会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事は、理事長に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請

求することができる。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認める
とき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実がある場
合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求する
ことができる。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が
出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限
る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に
ついて異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 六 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種
とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 金 1, 0 0 0, 0 0 0 円

(2) 土 地

【 別表① のとおり 】

(3) 建 物

【 別表② のとおり 】

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手
続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意
及び評議員会の決議を得て、石川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各
号に掲げる場合には、石川県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日まで、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 七 章 公 益 を 目 的 と す る 事 業

(種別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問給食事業
- (3) 地域包括支援センター受託事業
- (4) 住宅型有料老人ホーム事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 八 章 解 散

(解散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第 九 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、石川県知事の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

第 十 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人長寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後

遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	谷	又 三 郎 (珠洲市長)
理 事	真 智 準 一 郎 (内浦町長)	
〃	砂 山 巖	(珠洲市議会議長)
〃	干 場 芳 一	(内浦町議会議長)
〃	山 崎 長 次	(珠洲市社会福祉協議会長)
〃	禧 美 裕 章	(珠洲市第3地区民生委員協議会総務)
〃	橋 本 良 蔵	(珠洲市老人クラブ連合会長)
〃	中 浜 律 子	(珠洲市婦人団体協議会長)
〃	川 端 彦 一	(内浦町民生委員総務)
〃	初 崎 寅 松	(内浦町老人連合会長)
〃	豊 原 喜 栄 子	(内浦町婦人団体連絡協議会長)

〃	川 辺 順 平	(珠洲市福祉課長)
〃	平 沢 俊 夫	(内浦町住民福祉課長)
〃	米 澤 巖	(元石川県輪島事務所長・長寿園施設長就任 予定者)
〃	木 下 喜 太 郎	(石川県厚生部民生課長)
監 事	小 坂 正 彦	(珠洲市収入役)
〃	守 八 郎 次	(内浦町収入役)

この定款は、昭和58年10月20日から施行する。

昭和59年7月2日 一部変更届出。

この定款は、昭和63年10月21日から施行する。

この定款は、昭和60年10月25日から施行する。

平成2年6月13日 一部変更届出。

平成2年10月8日 一部変更届出。

平成3年4月10日 一部変更届出。

平成3年6月25日 一部変更届出。

この定款は、平成4年2月17日から施行する。

この定款は、平成4年4月20日から施行する。

この定款は、平成5年4月5日から施行する。

この定款は、平成6年5月10日から施行する。

この定款は、平成7年4月7日から施行する。

この定款は、平成7年10月19日から施行する。

平成9年4月18日 一部変更届出。

平成9年4月24日 一部変更届出。

平成9年6月13日 一部変更届出。

この定款は、平成13年3月20日から施行する。

この定款は、平成13年3月30日から施行する。

この定款は、平成13年7月2日から施行する。

この定款は、平成13年7月23日から施行する。

平成13年11月2日 一部変更届出。

この定款は、平成14年5月20日から施行する。

この定款は、平成14年6月13日から施行する。

平成15年6月13日 一部変更届出。

この定款は、平成16年4月21日から施行する。

この定款は、平成17年2月4日から施行する。

平成17年5月19日 一部変更届出。

この定款は、平成17年6月13日から施行する。

この定款は、平成17年11月11日から施行する。

平成18年1月25日 一部変更届出。

この定款は、平成20年7月29日から施行する。

この定款は、平成22年1月14日から施行する。

この定款は、平成22年4月16日から施行する。

この定款は、平成23年8月1日から施行する。

この定款は、平成25年7月16日から施行する。

この定款は、平成28年6月22日から施行する。

平成28年6月22日 一部変更届出。

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

（ 但し、基本財産については平成29年1月30日の認可日より施行 ）

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

この定款は、令和2年7月1日から適用する。

この定款は、令和3年7月15日から施行する。

この定款は、令和7年6月16日から施行する。

また、定数に関連する施行は、令和7年定時評議員会終結後から施行する。

(資産の区分)

第29条第2項(2)土地【別表①】

特別養護老人ホーム 長寿園敷地	所 在 地	面 積
	①石川県珠洲市宝立町春日野四字117番地1	19,464.18㎡
	②石川県珠洲市宝立町春日野四字117番地3	15.12㎡
	③石川県珠洲市宝立町春日野九字52番地1	875.19㎡
	④石川県珠洲市宝立町春日野九字52番地3	80.35㎡
	⑤石川県珠洲市宝立町春日野九字61番地1	33.94㎡
	⑥石川県珠洲市宝立町春日野九字61番地3	19.43㎡
	⑦石川県珠洲市宝立町春日野九字62番地1	64.94㎡
	⑧石川県珠洲市宝立町春日野九字62番地3	158.42㎡
	⑨石川県珠洲市宝立町春日野イ字7番1	2,839.00㎡
	⑩石川県珠洲市宝立町春日野イ字9番地2	71.00㎡
	⑪石川県珠洲市宝立町春日野い字70番地3	89.00㎡
	⑫石川県珠洲市宝立町春日野い字71番地2	107.00㎡
	⑬石川県珠洲市宝立町春日野い字74番地1	84.00㎡
	所在の特別養護老人ホーム長寿園の敷地合計23,901.57㎡	

特別養護老人ホーム 第三長寿園敷地	所 在 地	面 積
	①石川県珠洲市宝立町鵜飼子字36番地4	9,184.91㎡
	②石川県珠洲市宝立町鵜飼丑字59番地7	815.70㎡
所在の特別養護老人ホーム第三長寿園敷地 合計 10,000.61㎡		

(資産の区分)

第29条第2項(3)建物【別表②】

【1】石川県珠洲市宝立町春日野四字117番地所在《 不動産番号 2227000154612 》

	種 類	構 造	用途	床 面 積
①	保養所	鉄筋コンクリート鉄骨造 アスファルトシングル葺 地下1階付2階建	特別養護老人ホーム 長寿園建物1棟	1階 1,775.61㎡ 2階 1,073.98㎡ 地下1階 71.72㎡ 計 2,921.31㎡
②	受水槽	鉄筋コンクリート造り	特別養護老人ホーム 長寿園受水槽	6.00㎡
③	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	特別養護老人ホーム 長寿園車庫1棟	36.45㎡

【2】石川県珠洲市宝立町春日野四字117番地所在《 不動産番号 2227000154613 》

	種 類	構 造	用途	床 面 積
①	保養所	鉄筋コンクリート造ルーフイング葺 地下1階付平屋建	長寿園デイサービス センター建物1棟	1階 409.36㎡ 地下1階 88.00㎡ 計 497.36㎡

【3】石川県珠洲市宝立町春日野四字117番地所在《 不動産番号 2227000154614 》

	種 類	構 造	用途	床 面 積
①	保養所	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	特別養護老人ホーム 長寿園建物1棟	1階 234.34㎡ 2階 1,537.25㎡ 3階 15.98㎡ 計 1,787.57㎡

【4】石川県珠洲市宝立町春日野四字117番地所在《 不動産番号 2227000154615 》

	種 類	構 造	用途	床 面 積
①	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	長寿園デイサービス センター車庫1棟	81.60㎡

【5】石川県鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3所在《 不動産番号 2227001000132 》

	種類	構 造	用 途	面 積
①	養護所	鉄筋コンクリート造鉄骨造 瓦陸屋根4階建	特別養護老人ホーム 第二長寿園建物1棟	1階 4,049.66㎡ 2階 581.18㎡ 3階 581.18㎡ 4階 186.92㎡ 計 5,398.94㎡
②	車庫	鉄骨造アルミニウム板葺平屋建	特別養護老人ホーム 第二長寿園車庫1棟	145.44㎡
③	機械室	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建	特別養護老人ホーム 第二長寿園機械室1棟	42.72㎡

【6】石川県鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3所在《 不動産番号 2227001104211 》

	種類	構 造	用 途	面 積
①	養護所	鉄筋コンクリート造瓦葺平屋建	グループホーム 長寿の郷建物1棟	919.59㎡

【7】石川県珠洲市宝立町鶴飼子字36番地4所在

石川県珠洲市宝立町鶴飼丑字59番地7所在 《 不動産番号 2203010020948 》

	種類	構 造	用 途	面 積
①	老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	特別養護老人ホーム 第三長寿園建物1棟	1階 616.09㎡ 2階 889.92㎡ 3階 889.92㎡ 4階 41.62㎡ 計 2,437.55㎡
②	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	特別養護老人ホーム 第三長寿園機械室1棟	71.10㎡
③	車庫	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	特別養護老人ホーム 第三長寿園車庫1棟	137.93㎡
④	物置	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	特別養護老人ホーム 第三長寿園物置1棟	14.50㎡